

大原野西竹の里町テラスハウス地区地区計画

【区域の整備・開発及び保全の方針】

地区計画の目標

大原野西竹の里町テラスハウス地区は、西京区の西部に位置する洛西ニュータウンの一角にあります。この地区の西側には街路樹の美しい新林本通、東側には大蛇ヶ池公園があり、西山の稜線を望む緑豊かな自然環境と閑静な生活環境に恵まれた地区です。

地区内には、テラスハウスを中心とした低層の住宅等が整然と建ち並び、道路に面して一定の空地が設けられるなど、特色のある町並みが形成されており、このような環境のもとで、良好なコミュニティが形成されてきた地区でもあります。

今後とも良好な居住環境を保全するとともに、より良い住宅市街地の形成を図ることを本地区の地区計画の目標とします。

土地利用の方針

低層の住宅等を主体とした良好で特色のある土地利用を図ります。

建築物等の整備方針

低層住宅地として良好な居住環境を保全・整備するため、建築物の用途の混在や敷地の細分化の防止を図ります。

【地区計画の区域】



【地区整備計画】



建築物等の用途の制限

次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

- 1 1戸建て専用住宅又は2戸建て専用住宅
- 2 1戸建て兼用住宅又は2戸建て兼用住宅で、1の住戸又はそれぞれの住戸の床面積(床、壁又は戸で1の住戸として区画された部分の床面積をいう。)の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令第130条の3第1号又は第7号に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)とする。
- 3 1戸建て兼用住宅又は2戸建て兼用住宅で、1の住戸又はそれぞれの住戸の床面積(床、壁又は戸で1の住戸として区画された部分の床面積をいう。)の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令第130条の3第2号から第6号までに掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が1戸当たり80平方メートルを超えるものを除く。)とする。
- 4 共同住宅(住戸の総数が3以上のものを除く。)
- 5 診療所
- 6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 7 巡査派出所、公衆電話所及び建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物
- 8 集会所
- 9 前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5に規定するものを除く。)

建築物の敷地面積の最低限度

85平方メートル(ただし、2戸建て専用住宅、2戸建て兼用住宅及び共同住宅にあっては、1戸当たり85平方メートル)

建築物の高さの最高限度

10メートル

お問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL(075)222-3505